

カプリン酸グリセリルに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について（案）

1. 実施期間 平成29年11月1日～平成29年11月30日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 1通

4. 頂いた意見・情報及びそれに対する食品安全委員会農薬専門調査会の回答

頂いた意見・情報※	食品安全委員会農薬専門調査会の回答
<p>ヒトへの影響に関する証左が示されていない不思議な報告書です。化学構造上に基づいたすい推測的表現は止めるべきです。よって以下を提案するしだいです。</p> <p>1. 遺伝毒性試験において新鮮なヒトのリンパ球を用いた遺伝毒性試験を必ず行ってください。</p> <p>2. もし、ヒトへの疫学的調査があるのであれば提示してください。</p> <p>3. 当該物質の家庭での使用が多いのであれば、反復吸入毒性試験は必要なのではないでしょうか。</p>	<p>食品安全委員会農薬専門調査会では、海外の評価機関による評価書等も参照しつつ、原則として農林水産省の定めたテストガイドラインに沿って実施され、申請者から提出された試験成績を用いて、食品を介した農薬の摂取による健康への影響を評価しています。そのため、経口投与による試験を中心に評価を行っています。</p> <p>ヒトの疫学調査に関する資料について、リスク管理機関からの提出資料はありませんでした。</p> <p>提出された各種毒性試験の結果から、カプリン酸グリセリルの食品を経由した暴露により問題となる毒性所見は認められませんでした。さらに、食品添加物として使用されているカプリン酸グリセリルの摂取量が、農薬の使用により生ずる作物残留によって増える可能性は低いと考えられました。</p>

※頂いたものをそのまま掲載しています。